青森大学短期留学生受入れに関する規程

（趣旨）

第１条 この規程は、青森大学学則（以下「学則」という。）第４２条及び青森大学科目等履修生規程に基づく受入れのうち、受入期間が１年以内の留学生（以下「短期留学生」という。）の受入れに関する必要な事項を定める。

（定義）

第２条 この規程において、短期留学生とは、本学と交流協定を締結している外国の大学若しくは短期大学(以下「協定大学等」という。)から、本学が受入れを行う留学生をいう。

２ 短期留学生は、学則第４２条に規定される科目等履修生とする。

３ 短期留学生は、原則として当該短期留学生の希望する専攻分野の教育研究を行う学部に所属する。

（受入学生の選考）

第３条 短期留学生として本学での受入れを希望する者は、所定の期日までに、在籍する協定大学等を経て入学者選抜・継続支援管理委員会に出願しなければならない。

２ 短期留学生として受け入れる学生の選考は、入学試験実施委員会が行う。

（受入の許可）

第４条 学長は、前条により選考された者のうち、所定の手続きを経た者について受入れを許可する。

（履修単位）

第５条 短期留学生の履修単位は各学期につき１０単位以上、年間４０単位の範囲内とする。

２ 国家試験関連科目は、原則として履修を認めない。

（授業料等）

第６条 短期留学生の検定料及び入学料は徴収しない。

２ 短期留学生の学費納入については、在籍する協定大学等との連携協定により定める。

３ 委託徴収費及び宿舎（スチューデントプラザ）経費等については、別に定めることができる。

（改廃）

第７条 この規程の改正は、入学者選抜・継続支援管理委員会が審議し、学長が行う。

附 則

この規程は、平成２６年７月１日から施行する。

附 則

この規程は、平成２８年１１月１日から改正し、施行する。

附 則

この規程は、令和５年１０月２５日から改正し、施行する。